

社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 職員全員、年次有給休暇の取得率を付与日数の60%以上とする。

〈取組内容と実施時期〉

- 令和6年10月～ 年次有給休暇の取得状況を適切に把握する。
- 令和7年5月～ 有給取得日数の少ない職員へ聞き取り等により、状況を把握する。
- 令和7年10月～ 管理職会議で検討
- 令和8年4月～ 取得できていない事業所の業務を改善し、適正人数を配置する。
- 令和9年4月～ 計画的な有給休暇取得の促進
- 令和10年4月～ 取組結果の検証

目標2 労働者の月平均残業時間を削減させる。

〈取組内容と実施時期〉

- 令和6年4月～ ノー残業デーを設定し、職員に周知する。
- 令和7年5月～ 所定外労働時間を適切に把握し、所定外労働の多い職員へ個別に働きかけを行う。

目標3 地域の子どもの見学やインターンシップの受け入れを行う。

〈取組内容と実施時期〉

- 令和6年9月～ 学校等関係機関と連携、調整しインターンシップ等職場体験の機会を積極的に提供する。